

## 平成 23 年度 大学の世界展開力強化事業 審査要項 (案)

平成 23 年 5 月 日  
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

「大学の世界展開力強化事業」の採択にあたっての審査は、この審査要項に従って行う。

## 1. 審査の基本方針

審査は、大学からの申請に基づき、計画の発展性、継続性を重視し、大学の世界展開力強化にかかる交流プログラムの実施に係る構想（以下、「構想」という。）の実現性の面に加え、教育研究活動の実績も加味しつつ、グローバルに活躍する人材の育成、及び構想の多様性を確保する観点から行うものとする。

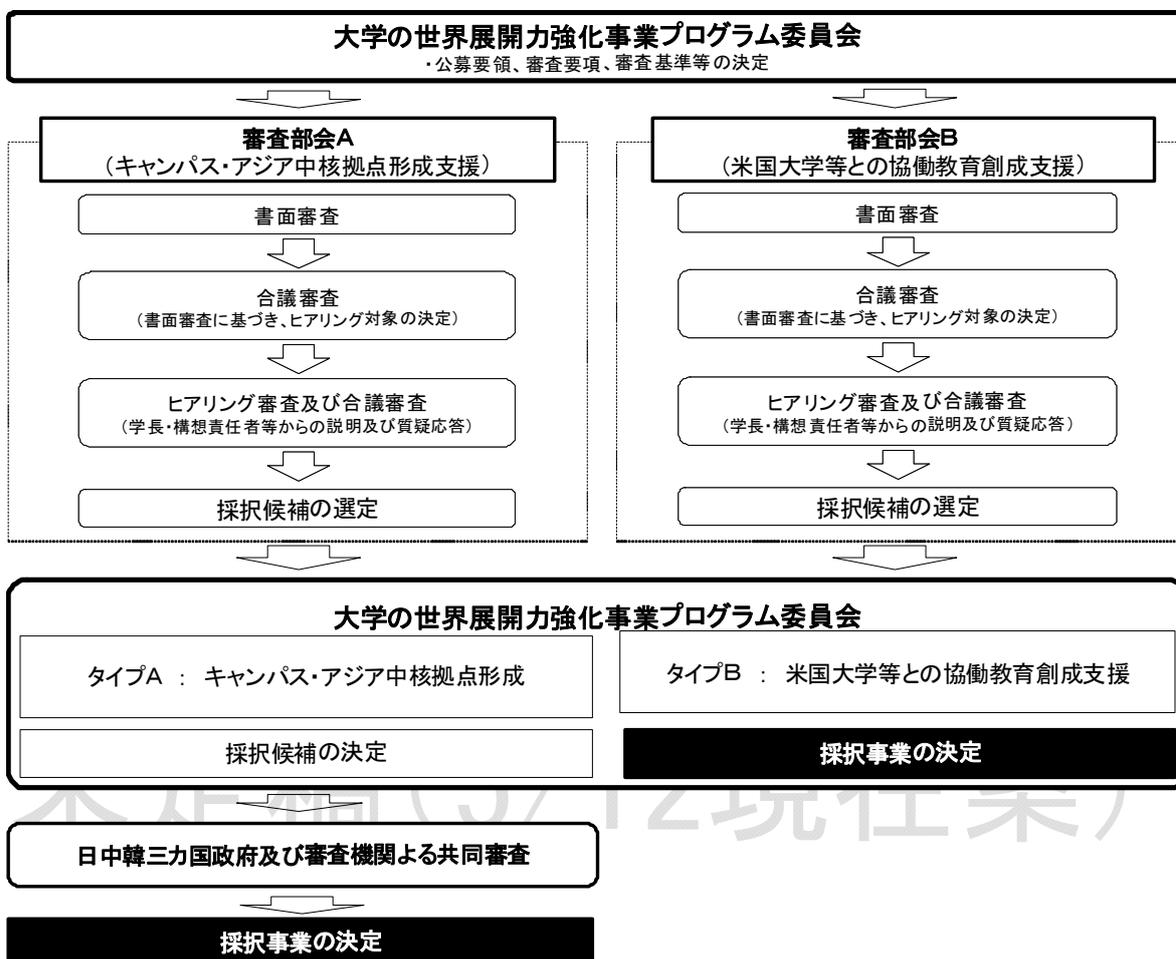
なお、選定に際しては、地域配置、国公私、学部・大学院のバランスに配慮する。

## 2. 審査の方法

## (1) 審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会」（以下、「委員会」という。）の下に、事業ごとにそれぞれ「タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援」の審査を行う部会と「タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援」の審査を行う部会を置く。
- ② 各審査部会においては、「書面審査」及び「ヒアリング審査」を実施する。
- ③ 委員会は、各審査部会の審査結果を踏まえ、各タイプごとに採択する構想の決定を行う。ただし、「タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援」のうちⅠ) 日中韓のトライアングル交流事業については、順位付けした採択候補を決定し、日中韓大学間交流・連携推進会議の下に設置される日中韓三カ国政府及び審査機関の共同審査において採択する構想が決定される。

## 〈審査の手順〉



## (2) 書面審査の進め方

### ① 書面審査

- ・ 審査部会は、大学から提出された大学の世界展開力強化事業構想調書について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。

### ② ヒアリング対象候補の選定

- ・ 審査部会は、申請書類の内容及び書面審査結果を基に、合議によりヒアリング対象候補を、選定する。(ヒアリング件数は事業ごとに25件程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。)
- ・ 書面審査において下記「3. 審査に当たっての着眼点」の各項目に最も低い評価の項目がある構想については、慎重に審査を行うこととする。

### (3) ヒアリング審査の進め方

#### ①ヒアリング

- ・ 審査部会は、ヒアリング実施要領に基づき構想責任者等からヒアリングを実施する。
- ・ 審査部会委員は、ヒアリング実施要領に基づき、構想毎にヒアリング評価書に評価結果を記入する。その際、書面審査の評価結果を参考とする。

#### ②ヒアリング審査結果

審査部会は、ヒアリングの評価結果を踏まえ、合議による審議を経て、優先順位を付した審査結果を決定する。

### (4) 採択する構想の決定

#### 【タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援】

##### I) 日中韓のトライアングル交流事業

委員会は、部会からの報告を受け、合議により、順位付けした採択候補を決定し、日中韓三カ国政府及び審査機関の共同審査によって採択する構想が決定される。

##### II) 中国、韓国又はASEANとの交流事業

委員会は、部会からの審査結果を受け、合議により、採択する構想を決定する。

#### 【タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援】

委員会は、部会からの審査結果を受け、合議により、採択する構想を決定する。

### 3. 審査に当たっての着眼点

本事業の選定にあたっては、下記の「タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援」、「タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援」の事業ごとに(1)～(7)の事項に沿って評価を行う。なお、各事項の評価にあたっては、これまでの交流実績を踏まえた実現可能性や構想の実施にいたる手順・時期等の明確性、さらに本補助事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を考慮して、評価を行うこととする。

また、(1)については、「タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援」、「タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援」の事業ごとに個別の事項とし、(2)～(7)については、共通の事項とする。

#### <タイプA・タイプB個別事項>

##### (1) 交流プログラムの枠組み

#### 【タイプA：キャンパス・アジア中核拠点形成支援】

## I) 日中韓のトライアングル交流事業

- 日中韓大学間交流・連携推進会議が決定した「日中韓における質の保証を伴った大学間交流・連携ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、コンソーシアムを形成する大学との単位の相互認定や成績管理、学位授与等を統一的に実施できるような交流プログラムとなっているか。
- 将来的にコンソーシアム内外の協働教育の充実・発展につながるような質の高いものであるか。
- 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づくプログラムの設定や提供を行うものとなっているか。

## II) 中国、韓国又はASEANとの交流事業

- 「ガイドライン」を考慮して、コンソーシアムを形成する大学との単位の相互認定や成績管理、学位授与等を統一的に実施できるような交流プログラムとなっているか。
- 将来的にコンソーシアム内外の協働教育の充実・発展につながるような質の高いものであるか。
- 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づくプログラムの設定や提供を行うものとなっているか。

## 【タイプB：米国大学等との協働教育の創成支援】

- 単位の相互認定や成績管理、学位授与を実施する質の高い協働教育プログラムとなっているか。
- 大学の教育理念・目的、個性・特色を活かしつつ協働教育の意義や方向性を明確化した取組となっているか。
- 将来的に我が国の大学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるような先導的な新たな学びのスタイルによる協働教育プログラムとなっているか。

## <以下、各タイプ共通事項>

### (2) 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成

- 交流プログラムを実施するにあたり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- 相手大学が公的な認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、ユネスコの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等）を受けている大学であるか。
- 相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学

生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流するプログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。

- 相手国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供（日本の大学であれば、日本語教育や日本事情等に関する授業の実施等）に留意したものとなっているか。
- 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流するプログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。
- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。

### （3）外国人学生の受入れ及び日本人学生の派遣のための環境整備

- 外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、留学中の日本人学生への必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされているか。
- 日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート（履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等）が推進されているか。
- 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 大学間交流の発展に向け、参加学生のOB会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。
- 国内外でのインターンシップによる企業体験の機会確保や、日本人学生の現地就

職説明会参加、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

(4) 構想の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

- 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、構想の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されているか。
- 構想の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。
- 本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど構想をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、プログラム運営上の関係者間の調整など）が図られているか。
- 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進しているか。
- 質を保證する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。（特に、中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目に留意した情報発信を行うものとなっていることが望ましい。）
- 取組を通じて得られた成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっているか。

(5) 達成目標

- 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
- 本プログラムにおいて養成しようとするグローバル人材像が明確に設定されているか。
- アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。
- 質の保證を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。
- 本構想において受け入れる外国人学生数の推進に関する目標が設定されているか。
- 本構想において海外に留学する日本人学生数の推進に関する目標が設定されて

いるか。

- 外国人及び日本人学生数の推移については、外国人学生の受入れのみに偏らず、相当数の日本人学生の海外派遣を伴う、双方向の交流活動が発展するような達成目標となっているか。
- 本構想において海外に留学する日本人学生数のうち一定の外国語力スタンダードをクリアした学生数の推進に関する目標が設定されているか。
- 本プログラムに参加する学生に修得させる具体的能力が設定されているか。

(6) 大学の世界展開に向けた取組の実績

- 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指すプログラムの開発等による国際的な教育環境の構築などに取り組んできた実績を有しているか。
- 海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、単なる枠組の形成にとどまらない、実質的な交流が継続して行われてきた実績を有しているか。
- 国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んできた実績を有しているか。
- 英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んできた実績を有しているか。
- 厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化に取り組んできた実績を有しているか。
- 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。

(7) 構想の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性

- 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備（大学ごとの役割・実施体制の明確化など）が十分なされているか。
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。

#### 4. 開示・公開等

##### (1) 大学の世界展開力強化事業プログラム委員会等の審議内容等の取扱いについて

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- ① 審査（人選を含む）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う審査部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

##### (2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。

##### (3) 審査結果は、文部科学省へ報告するとともに、採択された構想は日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

##### (4) 委員等の氏名について

- ① 委員会の委員の氏名は、予め公表することとする。
- ② 審査部会の委員及び専門委員の氏名については、採択後公表することとする。

#### 5. 委員及び専門委員の遵守事項

##### (1) 利害関係者の排除等

申請に直接関係する委員及び専門委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の書面審査及びヒアリングを行わない。

また、委員会及び審査部会における当該申請の個別審議に加わるができない。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- 委員及び専門委員が当該大学の専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- 委員及び専門委員が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- その他委員及び専門委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

なお、上記事例のうち、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合においては、その申し出について委員長（部会においては部会長）が利害関係者に該当するか否かを判断する。

（２）秘密保持

- 審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

未定稿(5/12現在案)